

# 東和フードサービス株式会社定款

登録コード：(基本規程) 101—11

## 第1章 総則

(商 号)

第 1 条 当会社は、東和フードサービス株式会社と称し、英文では TOWA FOOD SERVICE CO., LTD と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。  
1. 飲食店の経営及び飲食チェーン店の経営  
2. 各種飲食業に対する技術援助及び経営指導  
3. 各種食料品の製造加工販売及び輸出入  
4. 煙草・酒類及び日用雑貨の小売販売  
5. 不動産の賃貸、売買仲介及び管理  
6. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。  
1. 取締役会  
2. 監査役  
3. 監査役会  
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、25,728,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 7 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる

- 権利以外の権利を行使することができない。
- 1.会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - 2.会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - 3.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - 4.単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すことを請求することができる権利

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

- 第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
  - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年8月末日までに招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(開催場所)

第 13 条 当会社の株主総会は、東京都内において開催する。

(招集権者および議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役会長、または取締役CEOがこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役会長または取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類（連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報をお、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権行使することができる。  
2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。  
2 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役の中から、取締役会長、取締役社長、取締役CEO、取締役COO、各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。また、取締役会は、必要に応じて、新たな役付取締役の地位を創設し、当該役付取締役を定める事ができる。

(取締役の責任免除)

第 23 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める額を限度として免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 31 条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社は会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 3 前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の

決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

（常勤監査役）

第 35 条 監査役会は、その決議により常勤監査役を定める。

（監査役会の招集通知）

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

（監査役会規程）

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 計算

（事業年度）

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総

会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年4月30日とする。

(中間配当の基準日)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 45 条 金銭による剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 前項の金銭による剰余金の配当には、利息をつけない。

## 第7章 附則

(改廃)

第 1 条 本定款の改廃は、取締役会の審議を経た後、株主総会で決定する。